

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

前号 11 ページでお伝えしましたインボイス制度について、現段階での情報をお伝えします。

■ インボイス制度とは

令和5年10月1日導入予定の、消費税の仕入税額控除に関する国の新たな制度です。

新制度下で仕入税額控除を受けるためには、適格請求書等発行事業者として登録・認定された事業者（センターもその1つ）が発行する適格請求書等が必要になります。

シルバー人材センターの場合、会員各人が課税事業者の登録手続きをして適格請求書等が発行することは難しいと思われるため、センターが会員の皆さんに代わって納税を行うこととなります。

■ 新たに消費税納税義務が発生します

ところが、請負・委任契約の仕事で、当センターが会員の皆さんに支払っている配分金に内税として含まれる消費税は、新制度導入後はこれまでのように仕入税額控除ができなくなり、センターにはその分を代わりに納税する義務が発生します。

これは、免税事業者（シルバー人材センターの場合は会員）に預けた消費税は仕入控除ができず、代わりに納税しなくてはならないからです。

■ 財源の確保が必要

公益法人であるシルバー人材センターは、収入と支出が均衡する収支相償が原則であることと、国や地方公共団体から補助金を受け、利益を出さずに運営しているのが実情です。

各センターは、元々この新たな納税コストを補う体制をとっていませんので、それに対応するために、前号で触れましたように、事務費の率を機動的に見直し、新たな財源を確保する予定です。

しかし、事務費率の見直しは、結果的に発注者（お客さま）に値上げをお願いすることになります。また、お願いした結果によっては、取引の縮小や停止、仕事そのものが無くなる恐れもあります。新年度契約については、この事務費率の見直しで、納税額の確保を見込んでいます。

インボイス制度は国が段階的な移行を認めており、また、お客さまへのお願いが順調にいけば、試算では財源確保が可能です。

■ 今後について

なお、現在も上部団体である全国シルバー人材センター事業協会は、国への適用除外要請も含めて、最善策をとるため行動中です。

新たな情報がありましたら、会員の皆さんにお知らせしますので、ご協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

新しい「安全帽について」



新しい安全帽

新しい安全帽をセンターにて購入しました。会員のみなさまは、商品代金半額でご購入いただけます。

色は、鮮やかなグリーンです。

精華町シルバー人材センターのPRにもなりますので、ぜひみなさん、ご活用ください。



横にシルバーのネーム入り

なお、現在ご利用頂いていますデザインの帽子が数個残っており、そちらの在庫が無くなり次第、新しいデザイン帽子の販売になります。

<商品代金>

572円（税込み・会員価格）